

～松山市内で店舗を運営する飲食店の皆さまへ～

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金について

新型コロナウイルス感染の拡大防止のため休業や営業時間の短縮に協力した飲食店に協力金を給付します
協力金は県市連携分に加え、市独自の上乗せ分、休業加算、規模加算などの加算措置があります

●営業時間短縮要請期間

【期間】令和3年1月13日(水) 20時から令和3年1月26日(火) 24時まで

【時間】5時から20時まで ※酒類の提供は19時まで

●給付対象者

(1)(2)どちらにも該当する事業者

(1) 松山市内に事業所があり、下記の店舗を営業していること

- ・飲食店営業許可(食品衛生法第52条)を受けている
- ・酒類を提供している
- ・屋内に常設の飲食スペースを設けている

※キャバレー・ホストクラブ・カラオケ・ライブハウスなどを含みます

※性風俗店は除きます

(2) 要請期間中の全てで、営業時間短縮などを実施していること

※松山市独自の上乗せや加算措置は、特別な事情がある場合は、日割りで給付します

●給付額

最大で【時短営業】66万円(約5万円/1日) 【休業】80万円(約6万円/1日)

(1) 県市連携分 28万円(1日あたり2万円×14日)

(2) 《市独自》上乗せ分 28万円(1日あたり2万円×14日)

(3) 《市独自》休業加算 14万円(1日あたり1万円×14日)

(4) 《市独自》規模加算 従業者5人未満 5万円
従業者5人以上 10万円

※(1)(4)は全期間協力した場合に、給付します

※(2)(3)は特にやむを得ない事情で全期間の協力が難しい店舗には、日割りで給付します

●受付期間

令和3年1月13日(水)～令和3年3月15日(月) ※郵送の場合、当日消印有効

●受付方法および場所・受付時間

【窓口】・「きらりん2階」(松山市湊町4丁目7-15) 11時～17時 ※土・日・祝日も受付します

・「松山市役所地域経済課」(市役所本館8階) 8時30分～17時15分 ※平日のみ

【郵送】〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所地域経済課あて

必要書類は裏面、詳細は松山市ホームページをごらんください

<問い合わせ先>

営業時間短縮等協力金担当(松山市産業経済部地域経済課)

TEL: 089-948-6077・948-6078 (専用ダイヤル)

【電話受付期間】令和3年1月13日(水)～令和3年3月15日(月)

午前9時～午後8時 ※土・日・祝日も受付します

●必要な書類

- 1.松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金申請書(様式第1号)
- 2.誓約書(様式第2号)
- 3.営業時間短縮または休業を実施した店舗概要
- 4.営業時間短縮または休業の状況が分かる書類
- 5.営業活動を行っていることが分かる書類の写し
- 6.飲食店営業許可証の写し
- 7.酒類の提供を行っていることが確認できる書類(写し)
- 8.本人確認書類(写し) ※法人は代表者のもの
- 9.従業者名簿
- 10.その他市長が必要と認める書類

※申請書類は松山市ホームページからダウンロードできます
「きらりん2階」「地域経済課」窓口で配布もしています

<問い合わせ先>

営業時間短縮等協力金担当 (松山市産業経済部地域経済課)

TEL : 089-948-6077・948-6078 (専用ダイヤル)

【電話受付期間】令和3年1月13日(水)～令和3年3月15日(月)

午前9時～午後8時 ※土・日・祝日も受付します